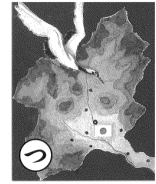




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月14日(火) 第10150号

目次

| | ページ |
|----------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○保安林予定森林(森林保全課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○土地改良事業の工事の完了(農村整備課) | 2 |

■ 告 示

◎群馬県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和5年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字西野牧字大多良14059、14060の2、甲14062、14062の2、14062の3、14101の1から14101の3まで、14102、14103の1、甘楽町大字小幡字光善入1988の7、1988の10、1988の11、1988の34、1988の56、南牧村大字六車字中川原1852の3、1853の1、1853の2、1859の1から1859の4まで、1860の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

令和5年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良事業の名称 | 地 区 名 | 工事完了年月日 |
|--------------|-------|-----------|
| 県営農村地域防災減災事業 | 赤城原 | 令和5年7月4日 |
| 県営農村地域防災減災事業 | 池田 | 令和5年3月24日 |